

看護小規模多機能型居宅介護事業所

(指定看護小規模多機能型居宅介護)

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(益田市指定 第 3290800253 号)

当事業所は、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. 秘密の保持と個人情報保護	11
7. 契約の終了について	11
8. サービス提供に関する相談・苦情の受付について	11
9. 運営推進会議の設置	12
10. 協力医療機関、バックアップ施設	12
11. 非常火災時の対応	12
12. 事故発生時の対応	12
13. 第三者評価等の実施の有無について	13
14. 虐待の防止について	13
15. 身体拘束について	13
16. サービス利用にあたっての留意事項	13

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 高村
- (2) 法人所在地 浜田市三隅町古市場1402番地2
- (3) 電話番号 (0855) 32-2457
- (4) 代表者氏名 代表取締役 高村 睦代
- (5) 設立年月日 平成7年12月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定看護小規模多機能型居宅介護
令和2年4月1日 益田市指定 3290800253 号
- (2) 事業の目的
利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、療養上の生活を支援し心身の機能の維持回復を図るとともに通い・訪問・宿泊等を柔軟に組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流を通じ、必要な日常生活上の援助等及び機能訓練を行う事を目的とします。
- (3) 運営法人 有限会社高村 輝ららのさんぼ道
- (4) 事業開設者代表 高村 睦代
- (5) 事業所の名称 輝ららのさんぼ道 看護小規模多機能ホーム
- (6) 事業所の所在地 島根県益田市遠田町2291番地
- (7) 電話番号 (0856) 24-1221
- (8) 管理者氏名 齋藤 悦子
- (9) 当事業所の運営方針
 - 1 当事業所において提供する看護小規模多機能居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い・訪問・宿泊を組み合わせ、要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練および日常生活または療養生活を支援します。
 - 2 事業の実施にあたっては、益田市、地域包括支援センター、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (10) 開設年月日 令和2年4月1日
- (11) 登録定員 29名（通いサービス定員15人、宿泊サービス定員5人）
- (12) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備を用意しています。

居室	設備の種類 室数	備考
個室	5室	各8.4㎡
居間・食堂コーナー	1室	66.3㎡
浴室	浴室1室 脱衣・洗濯室	16.0㎡
相談室	1室	7.50㎡

その他 消防設備

※上記は、厚生労働省が定める基準により、設置が義務付けられている施設・設備です。

3. 営業日及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 益田、吉田、安田、鎌手、種、北仙道、高津地区

(2) 営業日及び営業時間

	365日	
営業日 営業時間	通いサービス	9時00分～16時30分（早朝、延長可能）
	宿泊サービス	16時30分～9時00分
	訪問サービス	24時間
	看護サービス	8時30分～17時30分

尚、通い及び宿泊サービスの営業時間については、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境をふまえて、柔軟に対応するものとする。

また、上記の営業時間の他、電話による24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行うことができることとする。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 管理者 1人（看護師）

(2) 介護支援専門員 1人

- ・利用者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成
- ・法定代理受領の要件であるサービス利用に関する市町村への届出代行
- ・利用者及びご家族の日常生活上の相談、助言
- ・地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整。

(3) 看護職員 常勤換算方法で2.5人以上（1名以上は常勤の看護師）

- ・同所在地内の訪問看護ステーション職員が一体的に業務（訪問・通所）を行う。
- ・利用者の衛生管理、看護業務を行う。
- ・主治医の指示による訪問看護業務
- ・看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成

(4) 介護職員 10人以上

日中（通い） 常勤換算方法で、利用者3人に対して1人

日中（訪問） 常勤換算方法で2人以上

また、宿泊に対して1人以上の夜勤職員および宿直職員を配置します。その他自宅等で暮らしている方々に対して対応できる体制を確保します。

- ・利用者の衛生管理、及び日常生活全般にわたる介護業務

<主な職員の配置の状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の3つの場合があります。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合（介護保険の給付となるサービス）
(2) 利用料金が医療保険の給付の対象となる場合（医療保険の給付となるサービス）
(3) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（保険の給付とならないサービス） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割（若しくは8割、7割）が介護保険から支給され、利用者の自己負担は費用全体の1割若しくは2割、3割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

【介護サービス】

(I) 通いサービス

・事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要な援助を提供します。

- ①日常生活上の世話及び機能訓練
- ②食事の提供（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます）
- ③入浴介助
- ④送迎

(II) 訪問サービス

・利用者宅の自宅に伺い、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。

・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ①利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ②飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ③利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ④ その他契約者もしくはその家族が行う迷惑行為

＊通いサービス及び訪問サービスを利用しない日であっても、電話等による見守り等の声かけを行います。

【看護サービス】

・主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行います。

- ①病状・障害の観察
- ②入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症利用者の看護

- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

【宿泊サービス】

・当事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の援助や機能回復訓練を提供します。

【相談・助言等】

・利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

＜サービス利用料金＞

(I) 通い・訪問・宿泊をすべて含んだ一月単位の介護保険利用の額

利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)です。

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じた金額をお支払い下さい。

なお、法定代理受領の場合は、給付額を除いた金額(所得により原則としてサービス利用料金の1割～3割)をお支払いいただきます。

基本料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	124,470円	174,150円	244,810円	277,660円	314,080円

*登録定員を超えている場合若しくは人員配置不足、およびサービスの利用平均が週あたり4回に満たない場合には、上記金額の70/100を乗じた金額を算定します。

*主治医が、末期の悪性腫瘍その他※別に厚生労働大臣が定める疾病等①により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った利用者には、下記料金を減算します。

医療による訪問看護による減算	要介護1～3	要介護4	要介護5
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行なわれる場合(1月につき)	-9,250円	-18,500円	-29,140円
※別に厚生労働大臣が定める疾病等①により頻回の医療保険の訪問看護が行なわれる場合(1日につき)	-300円	-600円	-950円

※別に厚生労働大臣が定める疾病①の内容とは次のとおりです。

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)をいう)、多系統縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

(Ⅱ) 加算

サービス内容等に応じて加算されます。

加算名	内 容	10割	利用料
初期加算	看護小規模多機能型居宅事護事業所に登録してから起算して30日以内の期間について算定します。30日を超える入院後に利用を再開した場合も同様です。	300円/日	
認知症加算Ⅲ	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められる認知症の者	7,600円/月	
認知症加算Ⅳ	要介護2であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者	4,600円/月	
退院時共同指導加算	病院等に入院中の者が退院にあたり、看護師等と共同指導を行った後に退院後、初回の訪問看護サービスを行った場合 (※別に厚生労働大臣が定める状態②にあるものについては2回)	6,000円/回 (退院につき)	
緊急時対応加算	24時間電話等により常時対応できる体制にあって、かつ緊急時における訪問を必要に応じて行う体制がある場合	7,740円/月	
特別管理加算 (Ⅰ)	別に厚生労働大臣が定める状態②のイに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合	5,000円/月	
特別管理加算 (Ⅱ)	別に厚生労働大臣が定める状態②のロからホに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合	2,500円/月	
ターミナルケア加算	在宅または看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡された利用者に対して、基準に適合している事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(別に厚生労働大臣が定める疾病①および急性憎悪等の場合は1日)以上ターミナルケアを行った場合	25,000円/ 死亡月に1回	
看護体制強化加算 (Ⅰ)	医療ニーズの高い利用者への提供体制を強化した場合 ①主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数が80%以上 ②緊急時訪問看護加算割合50%以上③特別管理加算割合20%以上④ターミナルケア1名以上⑤登録行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者の届出	30,000円/月 ①②③(前3か月間の実利用者の総数)④前12ヶ月間	

総合マネジメント 体制強化加算Ⅰ	別に厚生労働大臣が定める基準 に適合していることを、サービスの質を継続 的に管理した場合	12,000円 /月	
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	従業員の研修および会議等の基準を満たし、 さらに従業員の総数のうち常勤職員の割合が60 /100 以上の場合	3,600円 /月	
訪問体制強化加算	訪問サービスを提供する従業員2名以上 サービス提供回数200回以上/月	10,000円 /月	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められ るため、在宅での生活が困難であり、緊急に短 期利用居宅介護を利用する事が適当であると判 断した者に対し、サービスを行った場合	2000円 /日	
介護職員処遇改善 加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介 護職員の賃金の改善を実施している場合	1月につき +所定単位× 102/1000	
介護職員等ベース アップ等支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介 護職員の賃金の改善を実施している場合	一月当たりの介護報酬単 位数×17/1000	

※別に厚生労働大臣が定める状態②にあるものとは次のとおりです。

- イ. 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
 - ロ. 在宅自己腹膜かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症指導管理を受けている状態
 - ハ. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ニ. 真皮を超える褥瘡の状態
 - ホ. 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ◆ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、看護体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。
 - ◆ 介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。
 - ◆ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

ただし、月途中からの登録または登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

「登録日」・・・・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」・・・・利用者当事業所の利用契約を終了した日

- ◆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ◆ 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。
(以下(3)①及び②参照)
- ◆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。(契約書第5条参照)

(Ⅲ) 短期利用時の料金（1日あたりの利用料）

基本料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担 (1割の場合)	571円	638円	706円	773円	839円

(Ⅳ) 加算

サービス内容等に応じて加算されます。

加算名	内 容	10割	利用料
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	従業員の研修および会議等の基準を満たし、さらに従業員の総数のうち常勤職員の割合が60/100 以上の場合	210円 /日	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している場合	1月につき +所定単位×102/1000	
介護職員等ベースアップ等支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している場合	一月当たりの介護報酬単位数×17/1000	

※ 短期利用時の要件

- ① 事業所の宿泊室に空きがあり、登録人数が29人に満たない場合であって、緊急やむを得ない場合。
- ② 利用者の状態や利用者のご家族の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合。
- ③ 利用にあたり、あらかじめ7日以内。利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内の利用が可能です。

(2) 利用料金が医療保険の給付の対象となるサービス（契約書第5条参照）

医療保険による訪問看護

イ. 基本利用料

（被保険者証の種別によって、下記料金の自己負担額が1～3割と異なります）

訪問看護基本療養費（Ⅱ）		同一日に2人	同一日に3人以上	
看護師等による 場合	週3日目まで	30分以上	5,550円	2,780円
		30分未満	4,250円	2,130円
	週4日目以降	30分以上	6,550円	3,280円
		30分未満	5,100円	2,550円
准看護師に よる場合	週3日目まで	30分以上	5,050円	2,530円
		30分未満	3,870円	1,940円
	週4日目以降	30分以上	6,050円	3,030円
		30分未満	4,720円	2,360円

+

訪問看護管理 療養費	安全な提供体制が整備されており、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提供するとともに、訪問看護の実施に関して計画的な管理を継続して行なった場合	月の初日の訪問 7,400円/日
		2日目以降 2,980円/日

ロ. 医療保険による加算料金

サービス内容等に応じて、加算されます。

（被保険者証の種別によって、下記料金の自己負担額が1～3割と異なります）

難病等複数回訪問加算	特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上の訪問看護を行った場合	1日2回の訪問 4,500円×訪問日数
		1日3回以上の訪問 8,000円×訪問日数
長時間訪問看護加算	1回の訪問看護の時間が2時間を越えた場合	5,200円/週 1回を限度
夜間早朝訪問看護加算	夜間（午後6時から午後10時）又は早朝（午前6時から午前8時）の時間に訪問看護を行なった場合	2,100円/日
深夜訪問看護加算	午後10時から午前6時（深夜）の時間に訪問看護を行なった場合	4,200円/日
24時間対応体制加算	電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制にある場合	5,740円/月

特別管理加算	特別な管理を必要とする者（* ①別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの）に対して、利用者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	（*①別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの）のイ （重症度の高い状態） 5,000円/月
		（*①別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの）のロ～ホ 2,500円/月
退院時共同指導加算	保険医療機関から退院するにあたって、療養上必要な指導を行ったとき	6,000円/回
訪問看護情報提供療養費	当該利用者の居住地を管轄する市町村等に対して情報を提供した場合	1,500円/月
訪問看護ターミナルケア療養費	在宅で死亡した利用者に対して、主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護を実施し、かつターミナルケアに係る支援体制について利用者およびその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合	20,000円/死亡月に1回

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊 3,300円

② 食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 550円・昼食 800円・夕食650円

③ 日常生活上必要となる諸費用（おむつ代・クリーニング・理美容代等）

実費

④ レクリエーション活動等

利用者の希望によりレクリエーション活動等に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に内容の変更する事由について、変更を行う日から2ヶ月前までにご説明します。

⑥ 交通費

サービス実施地域以外の利用者の送迎については通常の事業を実施する地域を超えた地点から1km毎に20円をいただきます。

利用者の選択により通常の事業の実施地域を超えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費、サービス実施地域以外の利用者の送迎については通常の事業を実施する地域を超えた地点から1km毎に20円をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)(2)(3)の料金は、1か月ごとに計算して請求いたしますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 振り込みの場合

山陰合同銀行 益田支店 普通 3715279

口座名 有限会社 高村 代表取締役 高村 睦代 コトカミ タクホトリマリヤク カムラ ムヨ

イ. 自動引き落とし 毎月25日

取引金融機関 JA ゆうちよ銀行 山陰合同銀行

ウ. 現金回収

(5) 利用の中止、変更（契約書第6条参照）

- 看護小規模多機能型居宅介護は、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の状態・希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護および看護を提供するものです。
- 利用予定日の前に、利用者の都合によって、看護小規模多機能型居宅介護の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- (3)のサービスについては、利用予定日の前日までの申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(6) 看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、その置かれている環境等を十分に踏まえて、援助の目標や具体的サービスを作成・記載します。

看護サービスについては、看護師等と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載します。

事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

(7) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。また、この記録は5年間保存することとします。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について（契約書9条参照）

事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業所は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用、提供または収集します。また、使用するに当たっては、

- 利用者に関わる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
- 介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整
- 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- 利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合

7. 契約の終了について（契約書第13条～16条参照）

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

1. 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援、自立と判定された場合
2. 利用者の契約解除の申し出があった場合
3. 利用者及び家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
4. 事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
5. 利用者が死亡した場合

8. サービス提供に関する相談・苦情の受付について（契約書第18条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（施設長） 管理者 田野島 美恵
（電話番号） 0856-24-1221

○受付時間 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】

益田市役所 高齢者福祉課
電話番号 0856-31-0218
受付 月～金 8:30～17:15

【公的団体の窓口】

国民健康保険団体連合会 介護保険課係
電話番号 0852-21-2811（苦情・相談専用）
受付 月～金 9:00～17:00

9. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者や利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、
看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催。

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

10. 緊急時の対応方法について

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関、バックアップ施設】

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

内科 公益法人 益田医師会 益田地域医療センター医師会病院

電話番号 0856-22-3611

くろたに内科クリニック

電話番号 0856-23-7737

歯科 ころこ歯科

電話番号 0856-27-0939

11. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

<消防用設備>

- ・自動火災報知器、消火器等消防法による設備を設置しています。

<地震、風水害等災害発生時の対応>

- ・災害マニュアルに基づき緊急体制の確保及び対応を行います。

12. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに必要な対応を行います。

13. 第三者評価等の実施の有無について 有 無

サービス提供の透明性が確保するために第三者の評価機関（外部機関）から評価を受けるとともに事業所が自ら自己評価を行い、結果を運営推進会議に報告した上でホームページ等に掲載します。

14. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者（管理者 田野島 美恵）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16. サービス利用にあたっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

○事業所内の設備や器機は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

○事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者迷惑となる行為はご遠慮ください。

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所所在地	島根県益田市遠田町2291番地
事業所名	輝ららのさんぽ道 看護小規模多機能ホーム
管理者氏名	斎藤 悦子
説明者氏名	松崎 匠

+

上記内容の説明を事業者から受け、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供開始に同意しました。

利用者 住 所 利用者 氏 名	〒
代理人 住 所 代理人 氏 名	〒
家族代表 住 所 家族代表 氏 名	〒